

令和2年2月10日（月）
南部分庁舎3階議場 午後2時 開会

第175回南部町農業委員会総会次第書

南部町農業委員会

○事務局長：出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催してもよろしいでしょうか。

中村会長	<p>はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ</p> <p>農業委員会憲章の唱和を行います。</p> <p>12番 ^{けあげ}蹴揚 ^{ふくお}福男 委員の音頭で行います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>(全員、憲章を唱和)</p> <p>ご着席ください。</p>
事務局長	<p>ただいまから第175回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。</p>
中村会長	<p>「あいさつ」</p>
事務局長	<p>本日の欠席委員は_____名です。 出席委員は16名中_____名で、委員定数に達しておりますので、 第175回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。</p> <p>(午後 時 分)</p>
議長	<p>それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第16条第1項の規定により、議長が指名します。</p>

議 長

8 番 ^{みうら えみこ} 三浦 恵美子 委員

11 番 ^{たきた のぶひこ} 滝田 信彦 委員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定を議題にします。
本総会の会期は、本日1日にしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長

ご異議なしと認め、会期を本日1日に決定いたします。
次に、日程第3 諸般の報告をします。
諸般の報告については、ご配布のとおりです。
朗読は省略します。

次に、日程第4 報告第9号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。

報告の朗読と説明を求めます。
小田原主幹

小田原主幹

それでは、報告第9号について説明いたします。
農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので、報告するもので、4件であります。
農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。

番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成25年12月1日から令和15年2月28日まででした。

<p>小田原主幹</p> <p>議 長</p> <p>小田原主幹</p>	<p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 1 月 14 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 1 月 15 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 2 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 30 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 1 月 14 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 1 月 15 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 3 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 30 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 1 月 14 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 1 月 15 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号 4 番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は平成 30 年 2 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和 2 年 1 月 14 日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 1 月 15 日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>次に、日程第 5 報告第 10 号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告いたします。</p> <p>報告の朗読と説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p> <p>それでは、報告第 10 号について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法並びに農用地利用配分計画により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、3 件であります。</p> <p>農地の所在、地目、面積、貸付人及び借受人の住所・氏名は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和元年 10 月 11 日から令和 7 年 12 月 31 日まででした。</p>
--------------------------------------	--

小田原主幹	<p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和2年1月28日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号2番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成27年10月1日から令和7年9月30日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和2年1月10日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p> <p>番号3番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は平成28年4月1日から令和3年3月31日まででした。</p> <p>今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日及び土地の引渡しの時期は令和2年1月10日で、合意解約の条件は「なし」であります。</p>
議 長	<p>次に、日程第6 議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第40号について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請は2件で、いずれも所有権の移転に関するものです。</p> <p>調査内容及び詳細については、農地調査員から説明させていただきます。</p>
議 長	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。</p> <p>山田^{のりゆき}憲幸調査員</p>
山田調査員	<p>7番 山田から説明いたします。</p> <p>去る1月30日、三浦恵美子委員と南部分庁舎において、議案第40号から議案第42号について、調査を行いましたので説明します。</p> <p>議案第40号についてですが、農地法第3条第2項に掲げる許可^{かか}</p>

山田調査員

できない基準かくようけんの各要件について、該当がいとう・非該当ひがいとうを調査しました。
農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人ゆずりわたしにん、譲受人ゆずりうけにんの氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載きさいのとおりです。
番号1番並びに番号2番の申請理由は、譲受人ゆずりうけにんが農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。
調査の結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

議案第40号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

議案第40号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第7 議案第41号「農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

小田原主幹

小田原主幹

議案第41号について、説明いたします。
農地法第4条第1項の規定による許可申請は1件です。
なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。
調査内容については、農地調査員から説明していただきます。

議長

農地調査の結果について、説明を求めます。

のりゆき
山田憲幸調査員

山田調査員	<p>議案第 41 号について、農地法第 4 条第 1 項各号に掲げる転用許可の基準に基づき、該当・非該当を調査しました。</p> <p>農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番の申請理由は、公衆用道路を整備し隣地の進入路とするため、転用するものです。</p> <p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>番号 1 番について、補足いたします。</p> <p>申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部分庁舎から北に約 300m の距離に位置し、申請地の南北側及び西側は農地、東側は南部中学校の駐車場となっています。</p> <p>農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
議長	<p>議案第 41 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 41 号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。</p> <p>次に、日程第 8 議案第 42 号「農地法第 5 条第 1 項の規定によ</p>

<p>議 長</p>	<p>る許可申請に対する意見について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原主幹</p>
<p>小田原主幹</p>	<p>議案第 42 号について、説明いたします。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請は 3 件で、所有権の移転に関するものが 2 件、使用貸借に関するものが 1 件です。 なお、別紙資料に案内図及び配置図を添付しておりますので、参考にしてください。 調査内容については、農地調査員から説明していただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地調査の結果について、説明を求めます。 山田^{のりゆき}憲幸調査員</p>
<p>山田調査員</p>	<p>議案第 42 号について、農地法第 5 条第 2 項各号に掲げる転用許可の基準^{もと}に基づき、該当^{がいつう}・非該当^{ひがいつう}を調査しました。 農地の所在、地目、面積、申請人の氏名・住所は、議案書に記載^{きざい}のとおりです。 番号 1 番の申請理由は、譲受人^{ゆずりうけにん}が自己住宅を建築し、転居するため申請地を取得するものです。 番号 2 番の申請理由は、譲受人^{ゆずりうけにん}が自己住宅を建築し、転居するため申請地を借り受けるものです。 番号 3 番の申請理由は、譲受人^{ゆずりうけにん}が店舗等を建築し、建築事業を拡大するため申請地を取得するものです。</p>

山田調査員	<p>調査の結果、転用内容は転用許可基準に照らし、許可相当と認められます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をお願いします。</p> <p>小田原主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 42 号について、補足いたします。</p> <p>まず、番号 1 番の申請地の位置ですが、南部・沖田面地区で、南部町役場南部分庁舎から北に約 300m の距離に位置し、申請地の南北側及び西側は農地、東側は南部中学校の駐車場となっています。</p> <p>農地区分については、「役場の周囲おおむね 300m 以内の区域」と認められることから、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>第 3 種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 2 番の申請地の位置ですが、名川・斗賀地区で南部町医療センターから北東に約 3.3 km の距離に位置し、申請地の南西側は農地北東側は宅地となっています。</p> <p>農地区分については、「おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」と認められることから、第 1 種農地と判断されます。</p> <p>第 1 種農地の転用は、原則として認められませんが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上、又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される区域」と判断されることから、例外的に許可することができるものであり、転用目的は問題ないと考えます。</p> <p>番号 3 番の申請地の位置ですが、福地・苫米地地区で南部町役場本庁舎から北西に約 550m の距離に位置し、申請地の東西側は農地、南側は宅地、北側は福地小学校となっています。</p>

小田原主幹

申請人は現在の店舗の一部が県道公共事業の収用となったことから、店舗を移転し、事業を拡大するものです。

農地区分については「上下水道の2種類が埋設されている道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に2以上の教育施設又は公共施設のある区域」と認められることから、第3種農地と判断されます。

第3種農地の転用は、許可することができることから、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

以上、補足説明を終わります。

議 長

議案第42号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号については、原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付することに決定いたします。

次に、日程第9 議案第43号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

ここでは、

5番 梅内 勝治委員と14番 石橋 薫委員の関係する事案が含まれていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。

(午後 時 分退席)

議案の朗読と説明を求めます。

小田原 主幹

小田原主幹

議案第43号について、説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は、10件です。

小田原主幹

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。

農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。

番号 1 番の利用目的は畑、期間は 10 年 1 ヶ月、10 a 当たりの賃借料は年額 8, 113 円です。

番号 2 番から 3 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 10, 000 円です。

番号 4 番から 9 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5, 000 円です。

番号 10 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案第 43 号について、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

ここで、梅内 勝治 委員と石橋 薫 委員の入室を求めます。

(午後 時 分着席)

よって、議案第 43 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第 10 議案第 44 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題といたします。

議長	<p>議案の説明を求めます。 小田原 主幹</p>
小田原主幹	<p>議案第 44 号について、説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による案件は 1 件です。 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の規定に基づき、「耕作又は養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、所有者の氏名・住所、権利の設定を受ける者の氏名・住所、利用目的、存続期間、支払方法は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 10 年 3 ヶ月、使用貸借による権利設定です。 以上、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 4 項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>議案第 44 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第 44 号「農用地利用配分計画案に関する意見について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 11 議案第 45 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」を議題といたします。 ここでは、 13番 河守田 雄一委員が関係する事案が含まれていますので、</p>

<p>議 長</p> <p>小田原主幹</p> <p>議 長</p>	<p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分退席)</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p> <p>議案第 45 号について説明いたします。</p> <p>贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>番号 1 番から 2 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。</p> <p>番号 3 番から 4 番の対象となる事由は贈与税です。</p> <p>以上です。</p> <p>議案第 45 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>ここで、<small>かわもりた ゆういち</small>河守田 雄一委員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分着席)</p> <p>よって、議案第 45 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について」は、承認することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 12 議案第 46 号「引き続き農業経営を行っている等の</p>
------------------------------------	---

<p>議 長</p> <p>小田原主幹</p>	<p>証明について」を議題といたします。</p> <p>議案の説明を求めます。</p> <p>小田原 主幹</p>
<p>議 長</p>	<p>租税特別措置法第 70 条の規定による承認申請は 2 件であります。 相続税の納税猶予の特例を受けている相続人は、租税特別措置法 第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引 き続き行っていることの承認を求めるものであります。</p> <p>番号 1 番の相続人は相続のあった平成 22 年 3 月 27 日から、番号 2 番の相続人は相続のあった平成 19 年 5 月 18 日から本日現在まで引 き続き農業経営を行っていることから、承認することに問題ないと思わ れます。</p>
<p>議 長</p>	<p>議案第 46 号について、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 46 号「引き続き農業経営を行っている等の証明につ いて」は、承認することに決定いたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、本日の日程は全部終了いたしました。</p> <p>第 175 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>ごくろうさまでした。</p> <p style="text-align: right;">(午後 時 分)</p> <p>終礼を行います。</p> <p>・起立 ・礼 ・直れ ・着席</p>